

ビジネス環境の変化と 迷いやすい費目判断

オンラインビジネス・社員ペネフィット・交際費等

[共 著]

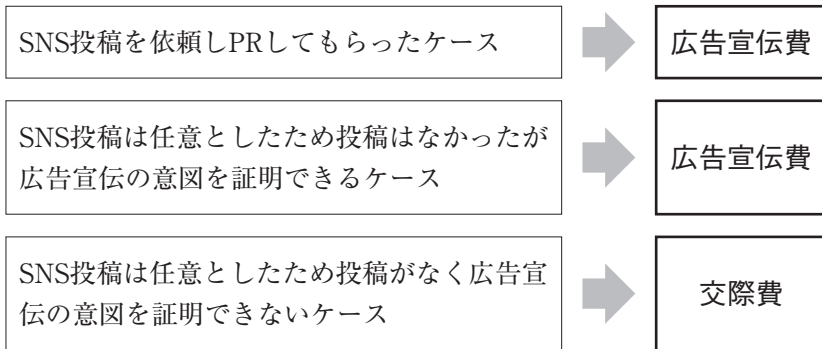
土川 竜一 | 菊池 均 | 山本 雅人
税理士 税理士 税理士



新日本法規

[12] インフルエンサーへのプロモーション依頼費用

人気インフルエンサーに対して、フォロワーへの紹介を期待して当社の人気商品を提供しました。



解説

1 インフルエンサーへの依頼

インフルエンサーとは、主にSNS（ソーシャルネットワークサービス）で世間に影響力を持つ人のことで、SNSでの発信力を持っています。SNSプラットフォームは、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）、TikTokなどが代表的です。インフルエンサーのPR投稿は、特定の分野に関する詳しい情報や感想を発信することで、フォロワーの購買行動に影響力を持っているといわれています。そこで、ターゲットを絞った広告として効果的になります。

PR報酬としては、有償依頼するケースと無償依頼するケースがあります。有償依頼のケースでは、そのインフルエンサーのフォロワー数に基づいて計算することが一般的です。金銭的な報酬は支払わずに

無償依頼するケースでは、ギフトイングという形で商品等が無償で提供するのみです。この際には、提供した商品の原価及びその商品を提供するために要した費用だけが経費となりますので、企業側のコストを抑えられます。

インフルエンサーにプロモーションを依頼する際、有償依頼のケースでは、契約書や請求書等の中で広告やPRなどの文言が明記されて広告宣伝目的が明確になるとともに、役務の提供に対する支払であることを証明しやすくなりますので、過大な支払や実態が形式的な投稿などとして、接待・贈答等に該当すると認められない限り広告宣伝費となります。

一方、無償ギフトイングでは、商品を使ってみて良ければ紹介してもらうように依頼するなど、投稿の確約がなく、契約書や発注書を交わさないことも多いため、事業に関係する者への単なる贈答行為だとして、交際費等と指摘されるリスクが高まります。

2 税務上の留意点

インフルエンサーを活用する目的、選定基準、選定方法などの企画書、稟議書などを保管することによって、広告宣伝を意図して行ったもので、交際費等には該当しないことを合理的に説明できます。

さらに、適正な広告宣伝費であることを証明するための防衛策としては、次のようになります。

(1) 有償依頼のケース

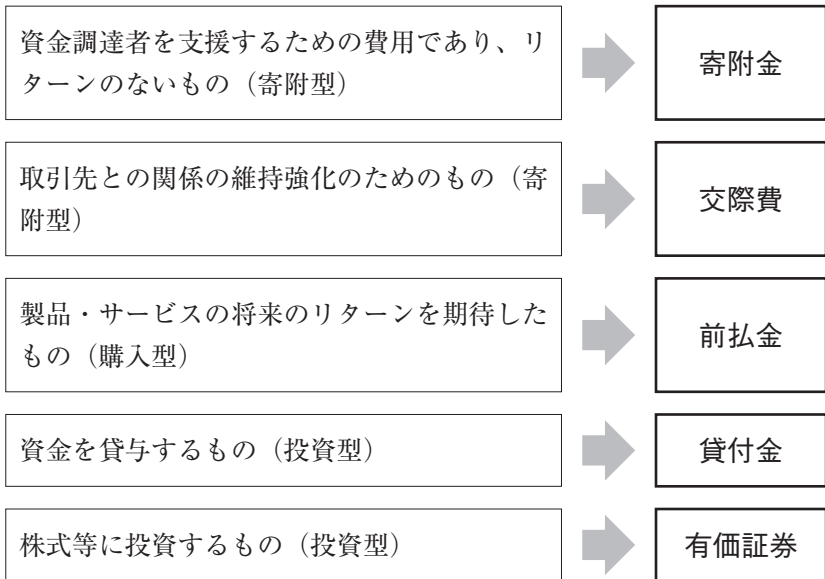
① 契約書等の整備

契約書や請求書等によって、依頼業務内容であるPR投稿や動画制作などを明示し、報酬額、依頼内容等を明確にします。

報酬額についても、宣伝効果に対して正当な一般的な範囲内の対価であることを、算出根拠によって示すことが必要です。

〔26〕 クラウドファンディングへの資金提供

当社では、インターネット上でクラウドファンディングを介した資金提供の募集に応じて、資金を提供することがあります。



解 説

1 クラウドファンディングとは

従来、資金調達は銀行や信用金庫など民間金融機関からの融資や株式・社債の発行が主となっていましたが、信用力や知名度の低い企業にとっては利用するハードルが高い状況にありました。

最近では、やりたいことがあるけれど資金が足りないという状況を解決するため、インターネットで「資金を調達する人（資金調達者）」と不特定多数の「資金を提供したい人（資金提供者）」とを結びつける

クラウドファンディングという手法が注目を集めています。

クラウドファンディングを利用する目的としては、商品開発費等のビジネス上の目的、地方公共団体等による地域活性化や災害復興等の目的、NPO団体等による社会的な課題の解決等を図るもの等、様々なものがあります。

クラウドファンディングは「クラウド：Crowd（群衆）」と「ファンディング：Funding（資金調達）」の2つの言葉を組み合わせた造語です。

クラウドファンディングは、上記で挙げたような目的により、いくつかの種類に分けられますが、大別すると「寄附型」、「購入型」、「投資型」になります。

（1）寄附型クラウドファンディング

寄附型は社会貢献としての側面が強く、リターンは伴いませんが、出資者に対して出資を受けた資金による活動報告は行うというものです。

災害被災地や博物館等の公的な機関への慈善事業などが資金提供先となります。

（2）購入型クラウドファンディング

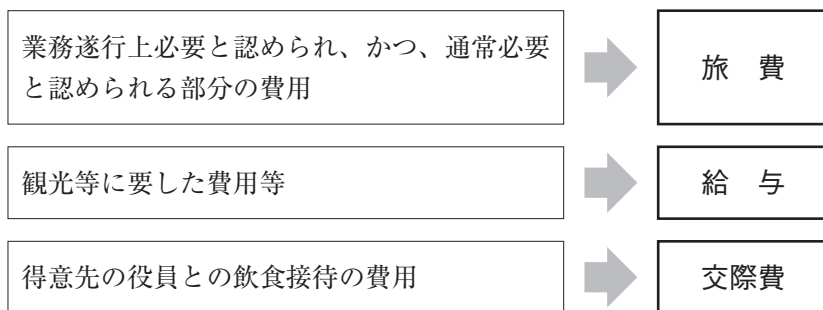
事業やプロジェクトを実施するための資金を集めるものです。資金提供者には資金を返済する代わりに、プロジェクト実施後に金銭以外の製品やサービスをリターンとして提供します。購入型クラウドファンディングの特徴はこのように金銭以外のリターンが発生する点です。

（3）投資型クラウドファンディング

資金を必要としている個人や企業に対して資金を貸与するサービス、又は株式等に投資するものです。投資型クラウドファンディングの特徴は金銭がリターンとして提供される点です。

[47] 海外出張費用の取扱い

海外の得意先との商談のため、役員と営業担当の従業員が海外に出張します。訪問先では、得意先の役員との飲食を伴う接待を行うとともに、役員と従業員が訪問先の観光地の見学も行います。



解説

1 旅費として認められる海外渡航費

法人が、役員又は従業員の海外渡航に際して支給する旅費については、法人の業務の遂行上必要なもので、かつ、通常必要と認められる部分の金額が旅費として損金算入が認められることとされています。例えば、観光を目的とする部分の旅費等、法人の業務の遂行上必要と認められない金額は、役員又は従業員に対する給与として取り扱われます（法基通9-7-6）。

また、海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して、実質的に判定することとされています。①観光渡航の許可（観光ビザ）を得て行う旅行、②旅行あっせん業者の団体旅行に応募してする旅行、③同業者団体等が主催する主として観光目的の団体旅行は、原則とし

て、法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものと判定されます。ただし、前記①から③の旅行であっても、法人の業務に直接関連がある部分がある場合には、その直接関連がある部分の旅行に直接要した費用が旅費として損金算入されます（法基通9-7-7・9-7-10）。

2 業務上の旅行と観光目的等の旅行が混同している場合

法人の役員又は従業員が海外渡航した場合で、法人の業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行（観光目的等）が混同している場合には、それぞれの旅行期間の比等により旅費の金額と給与の金額に按分することとされています（法基通9-7-9）。

また、同業者団体等が行う視察等のための団体による海外渡航については、旅行日程の区分による業務従事割合を基礎として損金算入割合を算出して、損金算入割合により旅費の金額と給与の金額を区分し、次のとおり取り扱うこととされています（平12・10・11課法2-15ほか）。

- ① 損金算入割合が90%以上の場合：全額を旅費として損金算入
- ② 損金算入割合が10%以下の場合：全額を給与とする
- ③ 業務従事割合が50%以上の場合：往復の交通費の額 + 交通費以外の額 × 損金算入割合 = 旅費として損金算入

3 旅行費用中の交際費等の取扱い

国内と国外を問わず、商談をスムーズに進めるために、商談と併せて飲食を伴う接待等を行っているケースが見受けられます。交際費等の損金不算入制度において、支出の場所が特定されていませんので、海外において飲食を伴う接待等に要した費用も交際費等に該当することになります。